奈良県告示第百五十四号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

令和五年七月十四日

奈良県知事 山 下 真

令和五年五月三十	香芝市上中七八八丨一	ルナ歯科クリニック
令和五年五月三十	香芝市瓦口二三二四	大倉歯科医院
令和五年四月三十	ワビル二階 生駒市辻町三九九ー五〇 トキ	速水歯科
令和五年三月三十	橿原市見瀬町大水口一一ー一	くぼた医院
廃止年月日	医療機関の所在地	医療機関の名称